

北海道国民健康保険団体連合会

北海道医療給付事業（重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳
幼児等）におけるレセプト請求にかかる Q & A

Q 1 受給者証に 3 つの公費負担者番号が記載されている場合、3 つの公費負担者番号をレセプトに記載するべきですか。

A 1 レセプトへの記載は、1 つまたは 2 つの公費負担者番号のみの記載となります。3 つの番号を記載された場合、支払額が計算できずエラーとなりますので、受給者証の裏面に記載されている注意事項から記載する公費負担者番号を判断してください。

Q 2 レセプトに記載する公費負担者番号の組み合わせを教えてください。

A 2

	単独	単独	併用
重度心身障がい者	(45)	(47)	(45) + (46)
ひとり親	(93)	(95)	(93) + (94)
乳幼児	(90)	(92)	(90) + (91)

(46)、(94)、(91)の単独請求はありません。

また、(45)と(46)併用の場合、請求点数によっては(46)の公費負担者で負担する金額がない場合があります。

その場合であっても(45)と(46)の記載をお願いします。

Q 3 重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の優先順位を教えてください。

A 3 優先順位は、①重度心身障がい者②ひとり親家庭等③乳幼児等の順となります。

Q 4 ひとり親家庭等と乳幼児等の 2 つの受給者証を提示された場合、両方とも請求してよろしいですか。

A 4 ひとり親家庭等と乳幼児等の併用は原則できませんが、ひとり親等で発生する自己負担額を乳幼児等で助成する市町村がありますので、受給者証をご確認いただき乳幼児等で助成する場合は、第一公費(93)、第二公費(92)と記入のうえ請求してください。

Q 5 重度心身障がい者と特定疾患(83)はどちらが優先ですか。

A 5 特定疾患(83)が優先となります。

国公費⇒(83)⇒重度心身障がい者⇒ひとり親家庭等⇒乳幼児等の優先順位となります。

Q 6 国公費との併用はあり得ますか。

A 6 全ての国公費との併用が可能となります。

国公費で負担すべき自己負担額を重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等で負担することとなりますので、国公費優先の併用レセプトとなります。

請求にあたっては、受給者証の裏面の注意事項をご確認ください。

Q 7 平成30年7月診療分以前の請求について、レセプトで請求した場合はどうなりますか。

A 7 返戻となります。

ただし、乳幼児等については平成30年7月診療分以前からレセプト併用化を行っている市町村の請求の場合は、従来通りの取り扱いとなります。

Q 8 重度心身障がい者・ひとり親家庭等について、平成30年8月診療分以降で従来の医療費請求書で請求した場合はどうなりますか。

A 8 返戻となります。

レセプト併用で請求していただくこととなりますので、レセプトについては依頼返戻をしていただきます。（社保分については、支払基金へ依頼返戻をしていただくこととなります。）

Q 9 重度心身障がい者と他公費の併用で計算した結果、他公費で負担することにより、重度心身障がい者の公費負担者における負担金額が発生しない場合（重度における0円請求）、レセプトの重度心身障がい者の公費負担者番号及び受給者番号の記載は必要でしょうか。

A 9 記載されていても問題ありません。

なお、市町村において受給者の決定情報を全て把握したいため、負担する金額が無い場合でも、記載して欲しいとの要望が市町村からあります。

重度心身障がい者に関わらず、ひとり親家庭等及び乳幼児等についても同様の取扱いとなります。

Q 10 重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等における対象外の保険者はありますか。

A 10 道内在住の受給者であれば、全ての保険者が対象となりますが、受診可能な医療機関等は道内医療機関等の限定となります。

Q 11 ホームページに掲載の後期高齢者の作成事例について、特記事項の記載が無いものがあります。この度の制度改正により、特記事項は必須となりましたが、記載は必要ですか。

A 11 平成30年8月診療分以降にかかる前期高齢者及び後期高齢者の特記事項については、記載が必須となっておりますので記載下さい。